

区役所からの

お知らせ

国民健康保険の届出を
お忘れなく

まもなく新年度が始まります。
就職などで国民健康保険を脱退されるときや、退職などで国民健康保険へ加入されるときは、事実発生日から14日以内に届出が必要です。国民健康保険では、自動的に加入や脱退の手続きがされませんので、必ず期限内に届出をお願いします。
なお、加入の届出が遅れた場合は、加入すべき時から保険料をさかのぼって(最長2年)納めていただくことになりますのでご注意ください。
また、やむを得ない理由がある場合を除き、医療費の給付は加入の届出日からとなります。

問合 窓口サービス課(保険年金) 3階③1番 ☎6915-9956



固定資産税(土地・家屋)に
関する帳簿の縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、京橋市税事務所で、土地または家屋の令和3年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。なお、縦覧できるものは、所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限ります。
縦覧の際は、本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人が縦覧を希望する場合は委任状が必要です。
また、区役所では縦覧することができませんのでご注意ください。

期間 4月1日(木)～4月30日(金)
※土・日・祝日を除く
9時～17時30分(金曜日は19時まで)
場所 京橋市税事務所
(都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル10階)
問合 京橋市税事務所 固定資産税(土地／家屋)グループ
☎4801-2957(土地)／2958(家屋)
※問合せ日時…平日9時～17時30分(金曜日は19時まで)

個人市・府民税の申告期限を
4月15日(木)まで延長します

感染症拡大防止のため、市税事務所・区役所臨時申告受付会場への来所をお控えいただき、郵送または大阪市行政オンラインシステム(扶養控除や医療費控除などの各種控除の申告にはご利用いただけません)による申告をお願いします。
来所にて申告される際は、感染症拡大防止にご協力をお願いします。
※区役所臨時申告受付会場での申告受付は3月15日(月)までとなります。
次の点と併せてご注意ください。
・所得税等の確定申告書の作成支援は行っておりません。
・昨年と受付時間を変更しています。
午前 9時～11時30分 午後 13時～16時

3月16日(火)以降に申告された場合は、令和3年度分の個人市・府民税の決定・通知や課税(所得)証明書の発行時期が遅れることがあります。

問合 京橋市税事務所 市民税等グループ(個人市市民税担当)
☎4801-2953 FAX 4801-2871
※問合せ日時…平日9時～17時30分(金曜日は19時まで)

確定申告の期間を
4月15日(木)まで延長します

◎申告所得税 ◎贈与税 ◎個人事業者の消費税の申告・納付期限を4月15日(木)まで延長します。
問合 城東税務署 ☎6932-1271(代表)
※自動音声案内に従い「0(確定申告に関する相談)」を選択してください。

「特定健診」の受診はお早めに!

大阪市国民健康保険では、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために無料で受診できる特定健診を実施しています(6頁参照)。受診券の有効期限は3月末となっていますので、期限内に受診をお願いします。対象の方には、緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

問合 ◎受診券に関すること…窓口サービス課(保険年金)3階③1番 ☎6915-9956
◎健診内容・健診場所に関すること…保健福祉課(健康づくり)1階⑪番 ☎6915-9882

国民健康保険被保険者証や
高齢受給者証等の付属証に
「枝番」を表記します

マイナンバーカードの保険証利用(事前にマイナポータルでの申込みが必要)開始に伴い、令和3年4月1日から交付する国民健康保険被保険者証や高齢受給者証等の付属証に被保険者ごとの「枝番」(2桁)が表記されます。
なお、令和3年3月までに交付した「枝番」のない被保険者証等につきましては、有効期限まではご使用いただけます。

問合 窓口サービス課(保険年金)3階③1番 ☎6915-9956

障がいのある方の交通乗車証および
タクシー給付券送付・交付のお知らせ

身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者・被爆者健康手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、または特別児童扶養手当1級受給世帯の方で、障がいのある方等の交通乗車証およびタクシー給付券を3月末日までに書留郵便で送付、または窓口で交付します。

問合 保健福祉課(障がい者支援)1階⑬番 ☎6915-9857 FAX 6913-6237

3月 無料相談

マスク着用をお願いします。

対象 市内在住の方

※不動産相談・司法書士相談・行政書士相談は、大阪市行政オンラインシステムから予約できます。
定員 各2名(先着順) 申込期間 毎月1日から相談日4日前まで

	相談名	日時	申込方法	場 所
①	法律相談 (弁護士)	3月12日(金)・26日(金) 13時～17時 (毎月第2・第4金曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分)	鶴見区役所 3階相談室 ※予約電話が 大変混み合い つながりにくい 場合があります。 ※換気のため、 扉と窓を開けて 相談業務を 行っています。 ※新型コロナ ウイルス感染症の 状況により、 中止・変更となる 場合があります。
②	弁護士による 第6回大阪府下 一斉無料法律相談会	3月8日(月) 13時～16時	当日3月8日(月)9時～電話 (予約専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分)	
③	不動産相談 (賃貸、売買契約、借地 借家、空き家問題など)	3月9日(火)13時～16時 (毎月第2火曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分)	
④	司法書士相談 (相続・贈与、会社・法人 の登記、成年後見など)	3月17日(水) 13時～16時 (毎月第3水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分)	
⑤	行政書士相談 (相続・遺言、帰化申請、 建設業・民泊等各種 営業許可など)	3月10日(水) 13時～16時 (奇数月第2水曜日)	当日9時～電話 (予約専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人40分)	
⑥	花と緑の相談 問合 鶴見緑地公園事務所 6912-0650	中止	次回開催は未定です	鶴見区役所 1階ロビー
⑦	ごみの出し方・予約方法 リサイクル相談 問合 城北環境事業センター 6913-3960	3月16日(火) 14時～16時 (毎月第3火曜日)	当日会場へお越しください	
⑧	人権相談 (いじめ、差別、虐待、 セクハラ、DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分 ※土曜日はお休みです。	専門相談員が電話、FAX、手紙、 メール、面談で相談をお受けしま す。区役所で面談を希望の場合 は事前にお申込みください。 ☎6532-7830 ※通話料は自己負担 FAX 6531-0666 ✉7830@osaka-jinken.net	大阪市 人権啓発・ 相談センター 西区立売堀 4-10-18 阿波座センタービル 1階
⑨	こころの相談 (精神科医) 問合 保健福祉課 (保健活動)6915-9968	3月12日(金)・26日(金) 14時～15時30分	本人(鶴見区民)およびご家族 からの相談も可能です。電話、窓口 事前予約制(☎6915-9968) ※2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所 1階⑪番窓口
⑩	弁護士による 「離婚・養育費」に 関する専門相談	3月18日(木) 14時～17時	3月11日(木)9時30分～電話 (予約専用☎6915-9107) ※4名(先着順)(1人45分)	鶴見区役所2階
⑪	日曜法律相談	3月28日(日) 9時30分～13時30分 東淀川区役所・大正区役所	問合 大阪市総合コールセンター 「なにわコール」(☎4301-7285) ※マスク着用の徹底をお願いします。マスク未着用 の場合、相談ブースへの入室はお断りします。 ※体調不良とお見受けされる場合は、相談ブース への入室をお断りすることがあります。	
⑫	ナイター法律相談	3月10日(水) 北区民センター		